

証券コード:7506
株式会社 ハウス オブ ローゼ



HOUSE OF ROSE

ひとふれる。じぶんにふれる。

第38回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2019年6月25日(火曜日)
午前10時(午前9時開場)
場所 東京都港区赤坂一丁目12番33号
ANAインターコンチネンタルホテル東京
B1F「プロミネンス」

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)
5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

株主総会当日はお土産をご用意しておりますが、
ご提出の議決権行使書の枚数にかかわらず、
ご来場の株主さまお一人につき1つとさせていただきます。



本招集通知は、パソコン・
スマートフォンでも主要な
コンテンツをご覧ください
けます。
<https://p.sokai.jp/7506/>



HOUSE OF ROSEについて



◎ ハウス オブ ローゼは何を売っているお店？

わたしたちは素肌みがきを通してお客さま一人ひとりの「自分らしい美しさ」を育むお手伝いをしていきます。ハウス オブ ローゼは、「美しい素肌」と生活に「うるおいと楽しさ」をお届けします。

◎ ハウス オブ ローゼの始まり

自然志向の化粧品がまだあまり注目されていなかった1978年11月、東京青山のわずか4坪の「自然と香りの店」からスタートしました。心癒される、自然の香り豊かな化粧品や雑貨を専門に取り扱い、手作りのぬくもりとやさしさが広がるお店でした。販売の域を超えたお客さまとの温かい信頼関係と、お客さまの「ありがとう」の言葉は、今も変わることなく、私たちの原動力です。

◎ ハウス オブ ローゼが大切にしているキーワード



HOUSE OF ROSE

ひととふれる。じぶんにふれる。

「ひととふれる。じぶんにふれる」をキーワードとして、「ふれる」ことで人を知り、自分を理解して、人と人とのつながりを大切にしていきます。



経営理念

- (1) 美しさと健康と快適な生活を願われる人々のために、優れた商品と真心のこもったサービスを提供し、お客さまから「ありがとう」と言われるような企業活動を続けます。
- (2) 企業は社会の支持が無くては発展し得ないことを自覚し、法令、社会規範、社会倫理を遵守し、社会の人々に対して常に誠実に行動します。
- (3) 限りある資源を無駄にすることなく、また自然を破壊することなく、環境との調和を目指します。

株主の皆さまへ



株式会社ハウス オブ ローゼ
代表取締役社長 神野 晴年

日頃より格別なるご支援、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
ここに当社第38回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当期（2019年3月期）は、利益面における更なる基盤強化に取り組み、主力であるハウス オブ ローゼ直営店及びリラクゼーションサロン事業では不採算店舗の退店を積極的に実施いたしました。そのため、両事業とも店舗数減により売上高総額は前期比で減少となりましたが、既存店ベースでは増加すると共に、事業利益の増加も図ることができました。また、カーブス事業も利益を持ち直し、通信販売事業や中国越境EC売上も業容を拡大し、それぞれ業績向上に寄与いたしました。

その結果、当期の売上高は139億35百万円（前期比0.3%減）でほぼ前期並みの水準でしたが、営業利益は7億16百万円（前期比29.0%増）と増益を確保いたしました。

なお当社は、本年3月19日に、株式会社アイスタイルと資本業務提携契約を締結いたしました。これにより今後は、同社子会社の株式会社アイスタイルレーディングを当社の海外における総販売代理店として、当社商品の海外チャネルの開拓を協働して行っていきたいと考えております。

期末配当金につきましては、5月14日（火）開催の取締役会にて1株につき20円と決議させていただきました。これにより年間配当金は、1株につき40円となります。

今期当社は、私、神野晴年が本株主総会にて再任された場合、その後の取締役会決議を経て、代表取締役会長兼CEOに就任し、新たに代表取締役社長兼COOに池田達彦が就任する予定としております。

更なる業績の向上に努めてまいりますので、今後とも引き続きご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

目 次

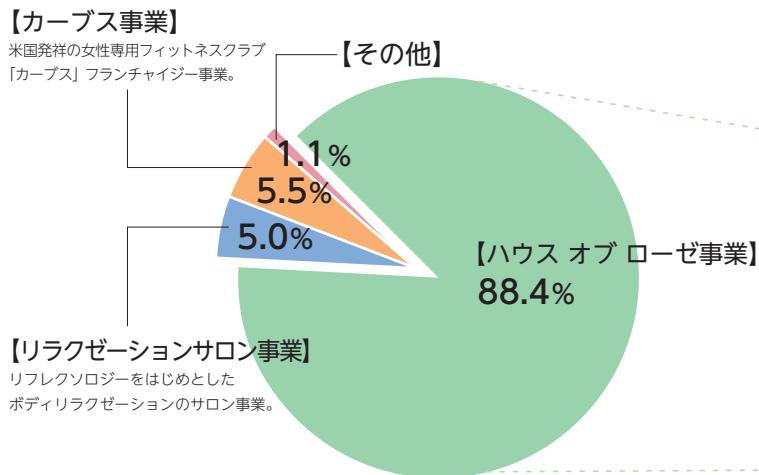
● HOUSE OF ROSEについて	1	● 事業報告	15
● 株主の皆さまへ	2	● 計算書類	31
● 事業の概況	3	● 監査報告	40
● 招集ご通知	4	● 商品紹介	44
● 株主総会参考書類	7	● 店舗紹介	45
		● 株主メモ・ウェブサイトのご案内	46

(注) 本招集ご通知には図、グラフ、写真等を掲載しておりますが、ご参考として掲載しているものであり、事業報告の内容を構成するものではありません。



事業の概況 第38期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

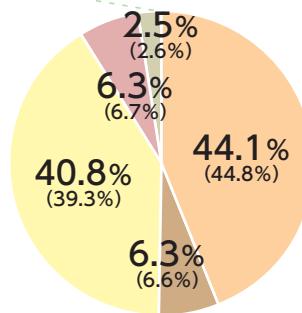
事業別売上構成比率



商品別売上構成比率

() 内は前期

- スキンケア化粧品
- メイクアップ化粧品
- ボディ・バスプロダクツ・ヘアケア
- 化粧雑貨品
- その他

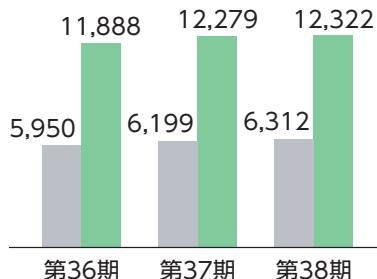


(注) ハウス オブ ローゼ事業の中にはネット通販事業を加えております。

ハウス オブ ローゼ事業

売上高推移

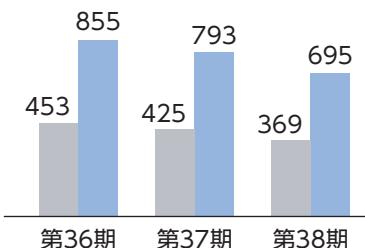
■ 中間期 ■ 期末 (単位:百万円)



リラクゼーションサロン事業

売上高推移

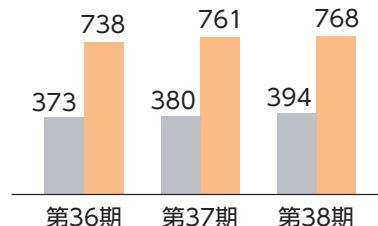
■ 中間期 ■ 期末 (単位:百万円)



カーブス事業

売上高推移

■ 中間期 ■ 期末 (単位:百万円)



証券コード 7506

2019年6月5日

株主の皆様へ

東京都港区赤坂二丁目21番7号

株式会社 ハウス オブ ローゼ

代表取締役社長 神野晴年

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月24日（月曜日）当社営業時間終了の時（午後6時10分）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2019年6月25日（火曜日）午前10時（午前9時開場） |
| 2. 場 所 | 東京都港区赤坂一丁目12番33号
ANAインターコンチネンタルホテル東京 B 1 F 「プロミネンス」 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第38期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご来場の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当日ご出席の際は、「第38回定時株主総会招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.houseofrose.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ◎ 当日ご来場いただきました株主さまにお土産をご用意いたしておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご来場の株主さまお一人につき1つとさせていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つのいずれかの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2019年6月25日（火曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2019年6月24日（月曜日）
午後6時10分到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2019年6月24日（月曜日）
午後6時10分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- | 第1号議案 | 第4号議案 |
|-----------------|----------------------------------|
| ● 賛成の場合 | ≫ 「賛」の欄に○印 |
| ● 反対する場合 | ≫ 「否」の欄に○印 |
| 第2号議案 | 第3号議案 |
| ● 全員賛成の場合 | ≫ 「賛」の欄に○印 |
| ● 全員反対する場合 | ≫ 「否」の欄に○印 |
| ● 一部の候補者を反対する場合 | ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。 |

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

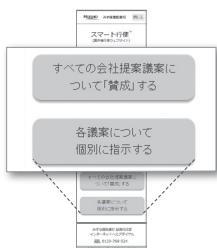
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

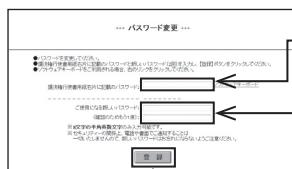
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 平日午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 公告閲覧の利便性向上及び公告手続の合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せて、やむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。
- (2) 株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第13条及び第21条に定める株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を、それぞれ取締役会においてあらかじめ定めた取締役に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
<p>第5条 (公告方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p>	<p>第5条 (公告方法) 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p>
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
<p>第13条 (招集権者及び議長) 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合の他、<u>取締役会の決議により取締役社長が</u>招集し、その議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役に代わる。</p>	<p>第13条 (招集権者及び議長) 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合の他、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役に</u>招集し、その議長となる。</p> <p>2. <u>前項において定めた取締役に</u>事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役に代わる。</p>
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
<p>第21条 (取締役会の招集権者及び議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が</u>これを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役に代わる。</p>	<p>第21条 (取締役会の招集権者及び議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役に</u>これを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項において定めた取締役に</u>事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役に代わる。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて取締役（監査等委員である取締役を除く）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	神野晴年 <small>かんの はるとし</small> 氏名 (1947年5月5日生) 再任	2002年6月 当社入社 業務執行役員直営店本部長 2003年6月 当社取締役直営店本部長 2007年4月 当社取締役営業本部長 2008年6月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2012年4月 当社代表取締役社長兼直営店本部長 2013年4月 当社代表取締役社長 2016年4月 当社代表取締役社長兼直営店本部長 2018年4月 当社代表取締役社長（現任）	13,000株
	取締役候補者とした理由 代表取締役社長として、強いリーダーシップで経営全般を統率する一方、取締役会議長として取締役会の意思決定機能を高めると共に、コーポレートガバナンスを推進しております。神野晴年氏の高い見識と長年に亘る経営者としての経験の下、引き続き経営統率力やリーダーシップが必要と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。 なお、本総会にて取締役に再任された場合、その後に開催予定の取締役会の承認を経て、代表取締役会長兼CEOに就任する予定であります。		

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2	ばん 直 幸 (1954年9月11日生) 再任	2006年9月 当社入社 直営店本部長付部長 2007年4月 当社東日本第二直営店営業部長 2009年4月 当社営業企画部長 2009年6月 当社業務執行役員営業企画部長 2012年4月 当社業務執行役員営業企画本部長 2012年6月 当社取締役営業企画本部長 2018年4月 当社取締役マーケティング本部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ハウス オブ ローゼインターナショナル代表取締役社長	2,700株
取締役候補者とした理由 取締役常務執行役員マーケティング本部長として、当社プライベート化粧品の企画・開発を中心とした商品ミックスを統括すると共に、主力である化粧品販売部門の販売促進企画も統括しております。更に、ネット通販事業の総責任者として当社ネット通販の業容拡大を牽引しております。化粧品に関する見識に加え、坂 直幸氏の経営判断力や業務推進力を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
3	いけ だ たつ ひこ (1956年6月7日生) 再任	2012年4月 当社入社 業務執行役員 2012年6月 当社取締役直営店本部副本部長 2013年4月 当社取締役直営店本部長 2016年4月 当社取締役管理本部長(現任)	5,700株
取締役候補者とした理由 取締役常務執行役員管理本部長として、前期は本社人事制度の改定や情報システムの改定を統率しつつ、会計面の管理強化等を推進してまいりました。また管掌する研究開発室の体制強化にも取り組んでまいりました。池田達彦氏の財務会計における見識とリーダーシップが当社の経営全般に必要と考え、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。なお、池田達彦氏は、取締役執行役員直営店本部長を3期間歴任したキャリアもあり、営業、管理の両面において会社を牽引する力量があると判断し、本総会にて取締役にも再任された場合、その後に開催予定の取締役会の承認を経て、代表取締役社長兼COOに就任する予定であります。			

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
4	もも だ たつ のり 桃 田 辰 範 (1955年1月16日生) 再任	2004年9月 当社入社 直営店本部業務改善管理課 シニアマネジャー 2008年6月 当社人事・総務部長 2010年6月 当社業務執行役員人事・総務部長 2011年6月 当社業務執行役員第二直営店営業部長 2014年4月 当社業務執行役員管理本部副本部長 2016年4月 当社業務執行役員ウエルネス事業本部長 2017年6月 当社取締役ウエルネス事業本部長 (現任)	5,200株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>取締役業務執行役員ウエルネス事業本部長として、所管する「リラクゼーションサロン事業」並びに「カーブス事業」を統括し、組織体制及び収益基盤の強化を推進してまいりました。前期は両事業とも利益面での成果をあげることができましたので、両事業の更なる業績向上には、桃田辰範氏の統率力とリーダーシップが引き続き必要と考え、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
5	かわ はら とおる 川 原 暢 (1942年8月6日生) 再任	1978年11月 個人商店ハウス オブ ローゼ創業 1982年4月 株式会社ハウス オブ ローゼ設立 代表取締役社長 2008年6月 当社代表取締役会長 2013年4月 当社取締役相談役 (現任)	800株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>川原 暢氏は当社創業者であり、強いリーダーシップをもって当社の経営を牽引してまいりました。現在は、非業務執行の取締役相談役として経営全般に対する適切な助言を行っております。今後とも川原 暢氏の長年に亘る経営者としての経験や見識が当社の経営に必要と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 候補者 坂 直幸氏は、株式会社ハウス オブ ローゼインターナショナル代表取締役社長を兼務しておりますが、同社は当社の100%出資の子会社のため、特別の利害関係はありません。また、その他の候補者と当社との間にも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、執行役員制度を取り入れており、川原 暢氏以外の各候補者は執行役員を兼務しておりますが、略歴表では取締役就任以降はその記載を省略しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じです。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて監査等委員3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	わたなべ たかお 渡部 高生 (1949年9月17日生) 再任	1989年9月 当社入社 経理課 1997年5月 当社経理部長 2004年6月 当社業務執行役員経理部長 2009年6月 当社取締役業務執行役員経理部長 2012年6月 当社常勤監査役 2015年6月 当社取締役常勤監査等委員（現任）	10,200株
監査等委員候補者として選任した理由 渡部高生氏は、常勤監査等委員として他の監査等委員との情報共有を図りつつ、当社監査等委員会の議事を主導しております。また取締役会や業務執行会議等の重要な会議に出席し、監査等委員の立場に加え、当社での長年に亘る経験を踏まえた立場から監査監督面において積極的に意見具申を行っております。渡部高生氏の監査等委員としての実務能力やリーダーシップは、今後とも当社にとって重要と判断し、取締役監査等委員として選任をお願いするものであります。			
2	まづやま ひさし 先山 久 (1957年4月13日生) 再任 社外	1981年4月 株式会社ワコール入社 2006年6月 同社ワコールブランド事業統括部 東日本経理グループ長 2012年4月 株式会社ワコールホールディングス監査室長 2013年10月 同社法務・コンプライアンス部長 2014年6月 株式会社ワコール監査役（現任） 2015年6月 当社取締役監査等委員（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ワコール監査役	一株
監査等委員候補者として選任した理由 先山 久氏は、当社筆頭株主である株式会社ワコールホールディングスの子会社である株式会社ワコール監査役に就任されており、外部の視点を持って当社のコーポレートガバナンスの強化を始め、経営全般に対し様々な提言をいただいております。先山 久氏のキャリアに基づく高い知見と的確なアドバイスは、これからも当社として必要と考えますので、取締役監査等委員として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	まちだまゆゆ 町田真友 (1970年4月10日生) 新任 社外	1993年10月 中央監査法人(最終名称 みすず監査法人) 入所 2007年7月 監査法人A & Aパートナーズ入所 2008年2月 同所社員就任(現任)	一株
監査等委員候補者として選任した理由 町田真友氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士の資格を有しており、監査法人での業務経験を生かした財務・会計における高い専門知識と見識から客観的で適切な意見提言をいただけるものと考えますので、取締役監査等委員として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 先山 久氏及び町田真友氏は、社外取締役候補者であります。
3. 先山 久氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。なお、当社は株式会社ワコールとの間で商品の売買取引等を行っておりますが、その取引実績は、当社の定める独立性判断基準の範囲内であります。
4. 町田真友氏は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
5. 当社は、渡部高生、先山 久の両氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、取締役として、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする旨の責任限定契約を締結しております。今回、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、町田真友氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、先山 久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、町田真友氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を独立役員として、同所に届け出る予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2017年6月22日開催の第36回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された末次有香氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じです。）の員数を欠くことになる場合に備え、全ての監査等委員の補欠として予め補欠の監査等委員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
末次有香 (旧姓：中本有香) (1979年5月29日生)	2008年12月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 2008年12月 長谷川綜合法律事務所（現・共永綜合法律事務所）入所（現任）	一株
補欠の監査等委員候補者として選任した理由 末次有香氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての高度な専門知識を有しており、就任された場合は、当社の業務執行に関する意思決定において適切な提言をいただけるものとして、補欠の監査等委員として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 末次有香氏は、共永綜合法律事務所に所属する弁護士であり、当社は同法律事務所の長谷川卓也弁護士と顧問契約を締結しておりますが、候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 末次有香氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 末次有香氏は、旧姓の中本有香を職務上の氏名としております。
4. 当社は、末次有香氏が監査等委員に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、取締役として、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償を負うものとする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 末次有香氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしておりますので、当社は、末次有香氏が監査等委員に就任した場合、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

【ご参考】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下の全ての基準に該当しない者を独立社外取締役として選定することとしております。

- (1) 当社の主要な取引先である企業等、あるいは当社を主要な取引先とする企業等の役員及び使用人。この場合の「主要な取引先」とは、過去3年間のいずれかの会計年度において、当社との取引における支払額及び受取額が当社または取引先の売上高の2%以上である企業をいう。
- (2) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を直接受け取り、専門的サービス等を提供する者（弁護士、公認会計士、コンサルタント等）。この場合の「多額の金銭」とは、過去3年間のいずれかの会計年度において、専門的サービスの報酬または取引の対価等として1,000万円を超える額をいう。
- (3) 当社から多額の金銭その他の財産による寄付を受けている者、または寄付を受けている法人・団体等の役員及び使用人。この場合の「多額の金銭」とは、過去3年間のいずれかの会計年度において、500万円を超える額をいう。
- (4) その他、独立性・中立性の観点で社外取締役としての職務遂行に支障をきたす事由を有している者。

以上

(提供書面)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当期の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期の国内景気は、緩やかな回復基調が続きましたが、海外の政治・経済状況等の影響により、輸出など一部に力強さを欠く展開となり、企業収益も総じて高い水準を維持しながらも、やや弱含みがみられました。また、雇用や所得環境の改善から個人消費が持ち直しつつある中で、小売業界では、リアル店舗において人手不足感が更に高まり、人件費を始めとした諸経費の増加に加え、通信販売事業者等との競争も激化するなど、経営環境は全般的に一層厳しい状況となりました。このような状況の下、当社は利益面の更なる基盤強化に努めてまいりました。

【ハウス オブ ローゼ事業】

(ハウス オブ ローゼ店舗、卸売及びネット通販による化粧品、雑貨商品等の販売事業)

主力であるハウス オブ ローゼ直営店では、引き続きスキンケア化粧品を中心とした販売力強化に注力すると共に、不採算店舗の退店及び店舗の統廃合を進めました。一方、販売促進策ではSNSによる情報発信力を高め、漸減している新客数に重点を置きながら総客数の増加に取り組んでまいりました。その結果、スキンケア化粧品の売上比率は上昇し、また既存店ベースでは、専門店店舗（駅ビルやファッションビルに出店している店舗）が牽引する形で、新客数、既存客数とも前事業年度の客数を上回ることができました。

商品施策面では、昨年9月にエイジングケアラインをフルリニューアルした「エクセラージュ」ベーシックケアアイテムを発売。昨年1月に発売した美容液「エクセラージュ モイストリフトエッセンス」と共にお客さまから高いご支持をいただき、売上にも大きく寄与いたしました。また10月には、ハンド＆ネイルケアシリーズを一新して「ANOTe KONOTe」シリーズとして発売したところ、その商品特性などからご好評をいただきました。さらに11月には、人気の「クラシック プー」シリーズを発売20周年を機に全面リニューアルし発売いたしました。「クラシック プー」の新しい世界観が新客獲得に貢献しギフト需要も高まりました。その他、季節に応じた期間限定商品やギフト商品など特長ある商品を発売いたしました。

出退店につきましては、不採算店舗の退店に加え、出店先の閉鎖による退店もあり、合計16店舗の退店となりました。一方、3店舗を新規出店しましたので、期末店舗数は期首から13店舗純減し217店舗となりました。

以上の結果、ハウス オブ ローゼ直営店部門売上高は、店舗数の減少により前事業年度比3.1%減となりましたが、既存店ベースでは微増となり、部門利益も増加いたしました。

ネット通販部門は、自社ネット通販を中心に通販限定の販売促進企画を実施すると共に、セールや季節限定商品が集客増並びに売上増に寄与しました。また、情報発信の強化及び通販サイトや受注業務の改善に取り組んだ結果、購買客数、会員数共に増加し、売上高は前事業年度比27.1%増となりました。

また卸売部門は、個人オーナー店舗向け卸売上は減少しましたが、株式会社アイスタイルトレーディングを通じた中国越境EC卸売上が引き続き大きく増加した他、大手量販店向け卸売上でボディケア化粧品を中心としたMD展開の出店拡大を進めた結果、当部門売上高は前事業年度比18.0%増の伸長となりました。

以上、当事業売上高は123億22百万円、前事業年度比0.4%の微増となりました。

【リラクゼーションサロン事業】

当期も新規出店は行わず、既存店舗の強化と共に店舗環境及び労働環境の整備に取り組み、事業改善を進めてまいりました。その結果、課題であったスタッフ数不足は徐々に解消されました。また、一部店舗で実験的にネット予約システムを導入したことで、導入店舗では新客数の増加や既存客の来店頻度の向上につながりました。

店舗数は2店舗を退店したことにより期末店舗数は18店舗となり、店舗数減少のため当事業売上高は6億95百万円と前事業年度比12.3%の減少となりましたが、既存店ベースでは3.2%増となり、事業利益も回復いたしました。

【カーブス事業】

米国発祥の女性専用小型フィットネスクラブ「カーブス」のフランチャイジー事業は、組織の一部再編を行い、スタッフの育成及び教育の充実を図りました。しかしながらスタッフ数不足の解消には至らず、その影響もあり期末会員数は、期初比で約130名の減少となりました。

当事業売上高は、このような状況の中でも既存店舗が底堅く推移したことに加え、新店効果や物販強化の寄与もあり、7億68百万円で前事業年度比1.0%増となり、利益面でも概ね順調に伸長いたしました。

以上、第38期当社売上高は139億35百万円、ハウス オブ ローゼ直営店やリラクゼーションサロン事業における店舗数の減少によるマイナスもありましたが、中国越境EC卸や通販事業が寄与し、ほぼ前事業年度並みの売上水準となりました。また、売上原価は中国越境EC向け卸売上増が影響し増加いたしました。しかしながら、店舗数減少により物件費、人件費等の経費が前事業年度より減少したことで営業利益は7億16百万円と前事業年度比29.0%の増加となり、部門別でみても主要部門全てで増益を確保いたしました。当期純利益は、3億60百万円で前事業年度比27.7%の増加となりました。

事業区分別売上高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

事業別	当 期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)		前 期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)		増 減
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額
ハウス オブ ローゼ事業	12,322	88.4(%)	12,279	87.9(%)	43
うち直営店部門	9,911	71.1	10,229	73.2	△317
うち卸売部門・ネット通販他	2,411	17.3	2,050	14.7	361
リラクゼーションサロン事業	695	5.0	793	5.7	△97
カ ー プ ス 事 業	768	5.5	761	5.4	7
そ の 他	148	1.1	143	1.0	4
合 計	13,935	100.0	13,978	100.0	△42

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

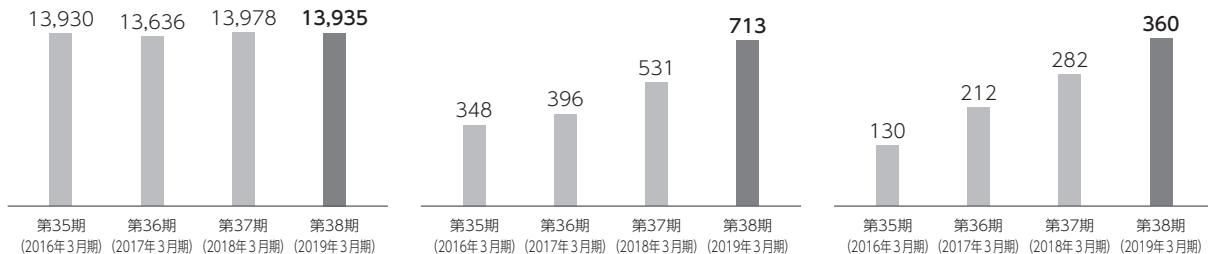
- ② 設備投資の状況・・・該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況・・・該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況・・・該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況・・・該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
・・・該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
・・・該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

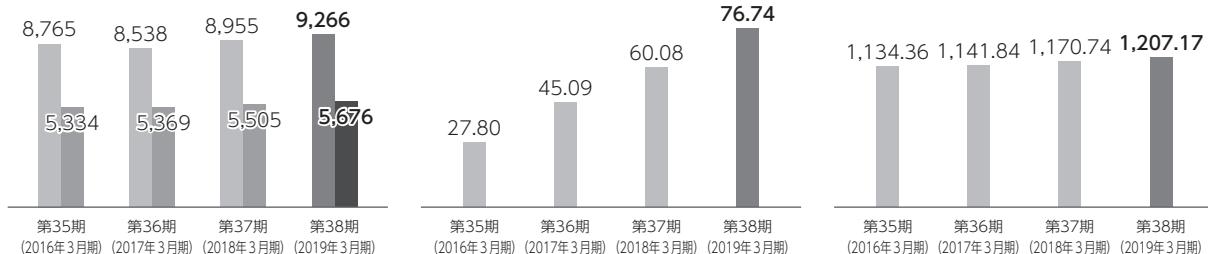
区 分	第35期 (2016年3月期)	第36期 (2017年3月期)	第37期 (2018年3月期)	第38期 (当期) (2019年3月期)
売上高 (百万円)	13,930	13,636	13,978	13,935
経常利益 (百万円)	348	396	531	713
当期純利益 (百万円)	130	212	282	360
1株当たり当期純利益 (円)	27.80	45.09	60.08	76.74
純資産 (百万円)	5,334	5,369	5,505	5,676
総資産 (百万円)	8,765	8,538	8,955	9,266
1株当たり純資産 (円)	1,134.36	1,141.84	1,170.74	1,207.17

(注) 記載金額で百万円表示の項目は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

売上高 (単位: 百万円) 経常利益 (単位: 百万円) 当期純利益 (単位: 百万円)



総資産/純資産 (単位: 百万円) 1株当たり当期純利益 (単位: 円) 1株当たり純資産 (単位: 円)



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ハウス オブ ローゼ インターナショナル	千円 10,000	% 100.0	化粧品・雑貨品等の加工 販売及び輸出入

(4) 対処すべき課題

国内景気は、一部に足踏み感がみられるものの、総じて高い水準にある企業収益等を背景として、緩やかな回復傾向が持続すると思われれます。しかしながら、国内外の政治・経済状況には不透明感が漂い、また10月に予定されている消費増税が個人消費に与える影響など懸念もあり、先行きには慎重な見方が広がっています。

このような状況の下、今期当社は、引き続き主力のハウス オブ ローゼ直営店部門を中心としつつ、通信販売や卸売事業の業容拡大を進め、更なる業績の向上に取り組んでまいります。

また、本年3月19日に株式会社アイスタイルと資本業務提携を締結し、同子会社である株式会社アイスタイルトレーディングを海外における当社の総販売代理店として、当社商品の海外展開を進めていくことといたしました。なお具体的施策につきましては、これから両社で検討してまいります。

【ハウス オブ ローゼ事業】

ハウス オブ ローゼ直営店部門につきましては、既存店舗の更なる強化に取り組み、店舗当たりの客数の増加やスタッフ一人当たりの売上高の増加を図ってまいります。特に新客数で漸減傾向が続いている百貨店店舗につきましては、個店別にイベントを強化する等、対応策を実施してまいります。また、SNSの活用を始めとした販売促進策を拡充すると共に店舗の活性化を促進し、総客数の増加を図ってまいります。販売面では、今期もスキンケア化粧品全体の更なる販売強化に努め、スキンケア販売比率の向上に注力いたします。店舗施策につきましては、「1店舗当たりの更なる収益力向上」を目指し、引き続き不採算店舗の退店並びに一部店舗の統廃合を進めてまいります。商品施策につきましては、新客獲得に資する商品を主体として、期間限定商品やギフトにも最適な商品などをタイムリーに発売してまいります。

ネット通販部門につきましては、自社ネット通販を中心に集客数の増加に取り組めます。その一環としてサイトのリニューアルを行い、視認性、利便性の向上を図ってまいります。さらに、通販限定企画の強化やSNSを活用した施策を拡充すること等により、更なる業容の拡大を目指します。

卸売部門では、株式会社アイスタイルトレーディングを通じた中国越境EC売上を更に増加させる一方で、国内大手量販店向け卸売についても販路の拡大を進めてまいります。

【リラクゼーションサロン事業】

今期も既存店舗の強化を通じた事業利益の増加を最重要課題として取り組んでまいります。前期に一部店舗で実験的に導入したネット予約システムが導入店舗の新客誘致や受付業務の効率化に成果がみられたことから、本格的に導入し客数増及び売上の増加を図ってまいります。また、引き続きスタッフ数の確保に注力すると共に、スタッフの技術力及び接客力向上を目的とした教育を一層充実させ、スタッフ一人当たりの収益性を高めてまいります。さらに店舗環境及び労働環境の整備も進めてまいります。

【カーブス事業】

スタッフ数の確保と適正化を図ると共に、会員様へのサービス力強化を基本方針として、既存店舗の底上げを図ってまいります。既存会員様からの紹介をメインとした新規会員獲得に重点を置くと同時に会員様の退会率を抑制し、総会員数の増加に取り組んでまいります。また、伸び悩みを見せている一部の店舗については、個別に対応策を講じ持ち直しを図ってまいります。その一方で技術レベル向上を図るべくスタッフ教育も更なる強化を図ってまいります。

以上、今第39期は全社売上高141億50百万円、営業利益は6億80百万円を計画いたします。今期は10月に消費増税が予定されており、その影響が見通し難く、また店舗スタッフの処遇改善等の費用増加も考慮して、若干保守的な計画としておりますが、計画を上回るよう全社一丸となって努めてまいりますので、株主の皆さまには今後とも、更なるご支援並びにご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

事業区分	事業内容
ハウスオブローゼ事業	化粧品、化粧雑貨品等の小売及び卸売等
リラクゼーションサロン事業	リフレクソロジーを中心としたボディリラクゼーションサロンの運営
カーブス事業	女性専用小型フィットネスクラブ「カーブス」のフランチャイジー展開

(6) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

本社	東京都港区
大阪営業所	大阪市淀川区
物流センター	東京都町田市

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
975(258)名	58名減(22名減)	36.5歳	7.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、アルバイト及びパートは、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2019年3月31日現在)

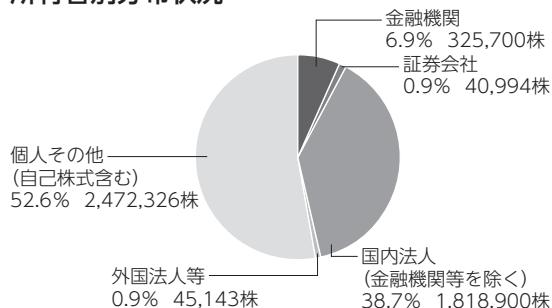
- (1) 発行可能株式総数 12,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 4,703,063株 (自己株式592株を含む。)
 (3) 株主数 15,498名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社ワコールホールディングス	1,000千株	21.3%
株式会社ローズエージェンシー	518	11.0
株式会社アイスタイル	260	5.5
安原淳子	80	1.7
ハウスオブローゼ従業員持株会	69	1.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	61	1.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	50	1.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	45	1.0
永井たき枝	39	0.8
みずほ信託銀行株式会社	39	0.8

(注) 1. 持株比率は自己株式 (592株) を控除して計算しております。

2. 本年3月19日に当社は、株式会社アイスタイルと資本業務提携契約を締結し、それにより同社は、当社株式を26万株所有することとなりました。

所有者別分布状況



3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	神野 晴年	
取締役	坂 直 幸	マーケティング本部長 株式会社ハウス オブ ローゼ インターナショナル 代表取締役社長
取締役	池 田 達 彦	管理本部長
取締役	桃 田 辰 範	ウエルネス事業本部長
取締役	川 原 暢	相談役
取締役 (監査等委員・常勤)	渡 部 高 生	
取締役 (監査等委員)	先 山 久	株式会社ワコール 監査役
取締役 (監査等委員)	細 谷 仁	公認会計士・税理士細谷 仁 会計事務所 所長

- (注) 1. 先山 久及び細谷 仁の両氏は、社外取締役であります。また、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当社では、社内事情に精通したものが重要会議への出席や内部監査部門等との連携を図り、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため常勤の監査等委員を設置しており、取締役渡部高生氏を選定しております。
3. 取締役細谷 仁氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役3氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位
生 越 多 恵 子	2018年6月14日	任 期 満 了	取 締 役

(4) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	6名	101百万円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	17 (4)
合 計 （うち社外役員）	9 (2)	119 (4)

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役分を含めております。
 2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 取締役の報酬限度額は、2015年6月19日開催の第34回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について賞与を含め年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まず）、取締役（監査等委員）について賞与を含め年額4千万円以内と決議いただいております。
 4. 上記報酬等の額には、以下のものが含まれております。
 ・当事業年度における役員賞与として未払金計上した30百万円（取締役（監査等委員を除く）4名に対し28百万円、取締役（監査等委員）1名に対し2百万円）。
 ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額8.6百万円（取締役（監査等委員を除く）5名に対し7.8百万円、取締役（監査等委員）1名に対し0.8百万円）。
 5. 記載金額は、特に記載のない場合は百万円未満を切捨てて表示しております。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2018年6月14日開催の第37回定時株主総会決議に基づき、同株主総会終結の時をもって、退任した取締役に対し、支払った役員退職慰労金の額は、以下のとおりであります。

- ・取締役1名に対し14百万円

(当該金額には、過年度の事業報告において役員退職慰労金引当金の繰入額として、既に開示済の金額が含まれております。)

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役先山 久氏は、株式会社ワコール監査役であります。株式会社ワコールホールディングスは当社の筆頭株主であり、株式会社ワコールは、株式会社ワコールホールディングスの子会社であります。当社は、株式会社ワコールとの間で商品売買等の取引を行っていますが、年間取引額は当社の独立性判断基準の範囲内です。
 - ・取締役細谷 仁氏は、公認会計士・税理士細谷 仁会計事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況	発言状況
社外取締役 (監査等委員)	先山 久	取締役会 18/18回 監査等委員会 14/14回	コンプライアンス並びにコーポレートガバナンス面におけるキャリアに基づき、適宜発言、提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	細谷 仁	取締役会 18/18回 監査等委員会 14/14回	公認会計士としての専門的知見に基づき、適宜発言、提言を行っております。

- ④ 当事業年度において当社子会社等から受けた役員報酬等
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 E Y新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日付で、「E Y新日本有限責任監査法人」に名称変更いたしました。

(2) 報酬等の額

		支 払 額
1	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	23百万円
2	当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記1にはこれらの合計額を記載しております。なお、記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

- I. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下に業務を執行するための指針として定めた「企業倫理規程」に基づき行動する。
 2. 内部通報制度（内部通報ホットライン）等により、法令及び諸規程に反する行為等を早期に発見し是正する。
 3. 健全な企業経営のため反社会的勢力との関係は一切遮断する。そのため不当要求防止責任者を設置し、不当な要求に対しては外部専門機関とも連携し毅然とした対応をとる。
 4. 金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要は是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整える。
 5. 取締役及び使用人の法令・定款違反行為については、懲罰規定に基づき、厳正に対処する。
- II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 1. 取締役会及び業務執行会議その他の重要な会議の意思決定に係る情報、職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）は、「文書管理規程」をはじめとする社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。
 2. 取締役（監査等委員である取締役を含む）は、必要に応じて上記1. の文書を閲覧することができるものとする。
- III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 組織横断的なリスク状況の監視並びに全社的対応を行う機関として「リスク管理委員会」を設け、迅速かつ適切な対応をとる。
 2. 各部門の所管業務に付随する通常的なリスク管理は、当該部門が関係する諸規程に従いこれを行う。
- IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 業務の有効性及び効率性を図る観点から当社経営に係る重要事項については「取締役会規程」等に基づき取締役会において決定する。ただし、定款規定及び取締役会決議により業務執行の決定を委任された取締役は、委任された範囲内で業務執行の決定を行う。
 2. 取締役は取締役会で定める「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等に基づき、所管業務の執行を行う。
 3. 取締役会は、経営の意思決定を合理的かつ効率的に行うと共に、業務執行に対する管理監督機能を高める。
 4. 業務運営状況について、内部監査室による内部監査を実施し、その状況を把握し改善を図る。

- V. 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 経営企画室は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行及び内部統制を統括し、適切な監視及び報告体制を確保する。
 2. 当社から子会社に役員を配置し子会社を管理する体制とする。子会社の担当役員は、業務執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
 3. 当社と子会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他社会規範を遵守して行う。
 4. 内部監査室は、定期的に子会社の業務執行及び内部統制の運用状況を監査し、当社の代表取締役社長に報告すると共に、その結果を子会社と共有のうえ、子会社と協力して改善のための検証を行う。
- VI. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人等に関する事項並びに当該使用人等の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性及び監査等委員会の当該使用人等に対する指示の実効性の確保に関する事項
1. 監査等委員会が職務を補助すべき使用人等(以下「監査等委員会補助者」という)を求めた場合、取締役会は必要に応じて、補助業務をする者を配置する。
 2. 監査等委員会補助者の適切な職務遂行のため、監査等委員会補助者の人事異動及び人事考課等に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
 3. 監査等委員会補助者は、当社の監査等委員会から指示を受けた業務を遂行する。
- VII. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
1. 当社及び子会社の取締役(当社の監査等委員である取締役を除く)、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者(以下「報告者」という)は、当社の取締役会等、監査等委員が出席する重要な会議において、当社の監査等委員に対し適宜担当する業務の執行状況を報告する。
 2. 報告者は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項その他当社のコンプライアンス及びリスク管理上重大な事項を発見したときは、速やかに当社の監査等委員会に報告する。
 3. 報告者の異動、人事評価及び懲戒等について、報告の事実を考慮することはできず、報告者は、異動、人事評価及び懲戒等の理由の調査を監査等委員会に依頼できる。
- VIII. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 監査等委員会からの要請があれば、内部監査室の協力、会社内の諸会議への出席を保証する。
 2. 代表取締役及び会計監査人は、監査等委員会とそれぞれ定期的な会合を持ち、相互の意思疎通を図るべく意見交換を行う。
 3. 監査等委員の職務の執行に要する費用については、支出に合理性がないと取締役会が拒否の判断をした場合を除き、会社所定の手続きを経て速やかにその実費相当額を支払う。また費用に前払いの必要が生じたときは、会社所定の手続きを経て処理をする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 職務執行の適正及び効率性の確保

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役8名で構成され18回開催（その他、書面決議1回）し、各議案の審議及び業務執行状況等の監督を行いました。

また当社は、執行役員制を採用し各業務を所管させ、意思決定の迅速化、効率化を図っております。取締役、執行役員及び常勤監査等委員が出席する業務執行会議を12回開催し、情報共有化及び業務執行の適正化等について協議いたしました。

2. 監査の実効性確保

監査等委員会は、社外取締役である監査等委員2名と常勤監査等委員1名の合計3名で構成されています。監査等委員会は14回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行いました。また、代表取締役社長とも定期的に面談し、会計監査人及び内部監査部門とも積極的に意見交換を行いました。

他方、監査等委員は全員取締役会に出席し、適正な意見、提言を行いました。さらに常勤監査等委員は、業務執行会議等重要会議に出席し、助言、提言を行いました。

3. 内部通報制度

匿名性が担保された内部通報窓口を設置して、コンプライアンス違反行為等の情報収集に努めると共に、通報者の保護と通報内容に対処する体制を整備しております。

4. 反社会的勢力の排除

新規取引先との契約締結に際しては、反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としております。また、警察等や関連団体との情報交換を継続的に実施すると共に、社内への啓蒙を進めました。

5. 内部監査体制

内部監査計画に基づき、店舗を含め事業所約230か所の業務監査を実施し、監査結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告すると共に、必要な場合は是正勧告を行う等、業務の適正化に努めました。

6. 財務報告に係る内部統制

期初に決定した評価範囲に基づき、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を実施いたしました。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、経営権の移動に伴う企業活動の活性化の意義について否定するものではありません。ただ当社は設立以来、自然志向の化粧品を主体としたコンサルティング販売を事業の中核として、顧客の支持に支えられ今日まで安定的な成長と着実な財務基盤を形成してまいりました。

このような企業経営に対する評価と今後の期待感の結果が株主をはじめとする現在のステークホルダーを形成していると考えております。

また、当社では次の経営理念を掲げ事業活動に努めております。

1. 美しさと健康と快適な生活を願われる人々のために、優れた商品と真心のこもったサービスを提供し、お客さまから「ありがとう」と言われるような企業活動を続けます。
2. 企業は社会の支持が無くては発展し得ないことを自覚し、法令、社会規範、社会倫理を遵守し、社会の人々に対して常に誠実に行動します。
3. 限りある資源を無駄にすることなく、また自然を破壊することなく、環境との調和を目指します。

従いまして、当社の財務及び事業を支配すべき者の在り方としては、培ってきた経営ノウハウにより顧客の支持・信頼を得て、継続的に事業を発展させると共に、当社の経営理念に則り、株主をはじめとするステークホルダーの価値の向上を図るものでなければならぬと考えております。

当社は現在のところ所謂「買収防衛策」は導入しておりませんが、仮に当社の財産及び経営権を支配あるいは影響力を行使する目的で当社株式の大量取得を表明する者が出現した場合には、上記の理由から慎重にその適正性を判断し、当社として最も適切と考えられる措置を講ずるものいたします。具体的には、社外の専門家を含め当該買収提案の評価や表明者との交渉を行い、その中で当社の経営理念、企業価値に適合せず、また株主共同の利益に資しないと判断した場合には、速やかに対抗措置の要否及び内容等を決定し実行する体制を整えます。

8. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆さまへの利益還元を重要な経営課題の一つとして認識し、配当性向を当期純利益の30%以上を原則としつつ業績及び財務状況等を総合的に勘案し、かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社は、2015年6月19日開催の第34回定時株主総会において、剰余金の配当等を取締役会の決議によって定めることができる旨の定款変更のご承認をいただきました。

上記方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、業績及び財務状況等を総合的に勘案し、2019年5月14日開催の取締役会にて、1株につき20円とさせていただきます。

これにより、中間配当金を合わせた年間の配当金は、1株につき40円となります。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,284,244	流動負債	2,056,303
現金及び預金	2,399,654	支払手形	153,194
売掛金	1,042,014	電子記録債権	542,274
商品	1,817,609	買掛金	318,080
前渡金	15,325	リース債務	139,769
その他の流動資産	10,057	未払金	165,266
貸倒引当金	△416	未払費用	233,035
固定資産	3,981,928	未払法人税等	208,935
有形固定資産	1,892,516	未払消費税等	44,861
建物	376,093	預り金	18,009
土地	1,369,668	賞与引当金	192,615
リース資産	146,754	その他の流動負債	40,260
無形固定資産	242,817	固定負債	1,533,176
借地権	442	リース債務	298,422
リース資産	242,375	退職給付引当金	1,129,627
投資その他の資産	1,846,594	役員退職慰労引当金	66,964
投資有価証券	629,226	資産除去債務	10,838
関係会社株式	23,760	預り保証金	1,800
長期前払費用	5,315	その他の固定負債	25,523
差入保証金	605,038	負債合計	3,589,479
保険積立金	116,606	(純資産の部)	
繰延税金資産	466,773	株主資本	6,554,322
貸倒引当金	△124	資本金	934,682
資産合計	9,266,172	資本剰余金	1,282,222
		資本準備金	1,282,222
		利益剰余金	4,338,074
		利益準備金	119,666
		その他利益剰余金	4,218,407
		別途積立金	2,800,000
		繰越利益剰余金	1,418,407
		自己株式	△655
		評価・換算差額等	△877,629
		その他有価証券評価差額金	93,304
		土地再評価差額金	△970,933
		純資産合計	5,676,692
		負債・純資産合計	9,266,172

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		13,935,447
売上原価		4,032,291
売上総利益		9,903,155
販売費及び一般管理費		9,186,270
営業利益		716,884
営業外収益		
受取利息及び配当金	6,173	
その他	5,080	11,253
営業外費用		
支払利息	6,150	
リース解約損	7,866	
その他	478	14,495
経常利益		713,642
特別損失		
投資有価証券評価損	3,295	
固定資産除却損	6,126	
減損損失	65,944	75,366
税引前当期純利益		638,276
法人税、住民税及び事業税	298,791	
法人税等調整額	△21,392	277,398
当期純利益		360,877

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金				
				別 積 立	途 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	934,682	1,282,222	1,282,222	119,666	2,800,000	1,245,628	4,165,294	△655	6,381,543
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	△188,098	△188,098	-	△188,098
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	360,877	360,877	-	360,877
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 の 変 動 額 (純 額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	172,779	172,779	-	172,779
当 期 末 残 高	934,682	1,282,222	1,282,222	119,666	2,800,000	1,418,407	4,338,074	△655	6,554,322

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	94,769	△970,933	△876,164	5,505,378
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	△188,098
当 期 純 利 益	-	-	-	360,877
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 の 変 動 額 (純 額)	△1,465	-	△1,465	△1,465
当 期 変 動 額 合 計	△1,465	-	△1,465	171,313
当 期 末 残 高	93,304	△970,933	△877,629	5,676,692

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法

子会社株式及び関連会社株式……総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの……総平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品…移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)……定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)……定額法

(3) 長期前払費用……定額法

(4) リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、翌期一括で費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に変更しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 755,241千円

2. 土地再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から「再評価に係る繰延税金資産」を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額、ならびに第5号に定める鑑定評価に基づき、時点修正等の合理的な調整を行って算定する方法に基づいて算定しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引 286,392千円

営業取引以外の取引 1,748千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株 式 数	当事業年度増加 株 式 数	当事業年度減少 株 式 数	当事業年度末 株 式 数
普通株式	4,703千株	-株	-株	4,703千株

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株 式 数	当事業年度増加 株 式 数	当事業年度減少 株 式 数	当事業年度末 株 式 数
普通株式	592株	-株	-株	592株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

①2018年5月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 94,049千円
- ・1株当たり配当金額 20円
- ・基準日 2018年3月31日
- ・効力発生日 2018年5月31日

②2018年11月2日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 94,049千円
- ・1株当たり配当金額 20円
- ・基準日 2018年9月30日
- ・効力発生日 2018年12月6日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2019年5月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 94,049千円
- ・1株当たり配当金額 20円
- ・基準日 2019年3月31日
- ・効力発生日 2019年6月6日

4. 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金損金算入限度超過額	58,978千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	345,891千円
役員退職慰労引当金繰入額	20,504千円
未払事業税否認額	14,607千円
電話加入権評価損否認	7,967千円
その他	80,404千円
繰延税金資産小計	528,355千円
評価性引当額	△17,483千円
繰延税金資産合計	510,871千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	41,178千円
その他	2,919千円
繰延税金負債合計	44,098千円
繰延税金資産の純額	466,773千円

なお、土地再評価差額金に係る繰延税金資産相当額については、スケジューリングができないため全額評価性引当額となり、繰延税金資産として計上していません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については預金等安全性の高い金融資産に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行いリスク低減を図っております。

投資有価証券は主として債券及び株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

差入保証金は、主に店舗の賃借にかかる敷金であり、貸主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、貸主ごとの残高管理を行うとともに、主な貸主の信用状況を把握する体制としております。

営業債務である電子記録債務は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は実需の範囲で行うこととしておりますが、当事業年度においては実施していません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	2,399,654	2,399,654	-
(2) 売掛金 貸倒引当金	1,042,014 △416		
	1,041,597	1,041,597	-
(3) 投資有価証券 満期保有目的の債券	400,000	400,173	173
その他有価証券	219,226	219,226	-
(4) 関係会社株式	13,760	13,760	-
(5) 差入保証金	605,038	542,501	△62,536
(6) 電子記録債務	(542,274)	(542,274)	-

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

これらの時価については、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託及び債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 関係会社株式

これらの時価については、株式の取引所の価格によっております。

(5) 差入保証金

当社では、差入保証金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額20,000千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」及び「(4) 関係会社株式」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(持分法損益等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	1,207円17銭
2. 1 株当たり当期純利益	76円74銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

株式会社 ハウス オブ ローゼ
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 新 居 伸 浩 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 堀 井 秀 樹 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハウス オブ ローゼの2018年4月1日から2019年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

株式会社 ハウス オブ ローゼ 監査等委員会

常勤監査等委員 渡 部 高 生 ㊞

監査等委員 先 山 久 ㊞

監査等委員 細 谷 仁 ㊞

(注) 監査等委員先山 久及び細谷 仁は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing practice.

商品紹介

1 エクセラージュライン ベーシックケアアイテム 2018年9月1日発売

美しく年齢を重ねることを積極的に楽しむ“アクティブエイジング”ケア*1として発売したハリ美容液「エクセラージュ モイストリフトエッセンス」(写真右から2番目)に続き、ベーシックスキンケアアイテムの登場で、エイジングケアラインがフルリニューアル。眠っているお肌に問いかけ促すことで、瞬時に、持続的に、しなやかさが目覚めます。さらにこのベーシックケアアイテムでは、『めぐるケア*2』により、うるおいをすみずみまで届け、内側から跳ね返すようなみずみずしい大人のハリ美肌へ導きます。

*1 年齢に応じたお肌のうるおい・ハリのお手入れ

*2 うるおいを角層のすみずみまで行き届かせるケア



(写真左から)
エクセラージュ
クレンジングバーム 95g 3,300円+税
ウォッシングフォーム 170g 3,300円+税
ローション LM/R 各150mL 各4,500円+税
モイストリフトエッセンス 32g 8,000円+税
エマルジョンLM/R 120mL/30g 各5,000円+税

2 ANOTe KONOTeシリーズ 2018年10月27日発売 (ホワイトニング ビューティ ハンドクリームは2019年3月1日発売)



ハンド&ネイルケアシリーズが約15年ぶりに全面リニューアルしました。

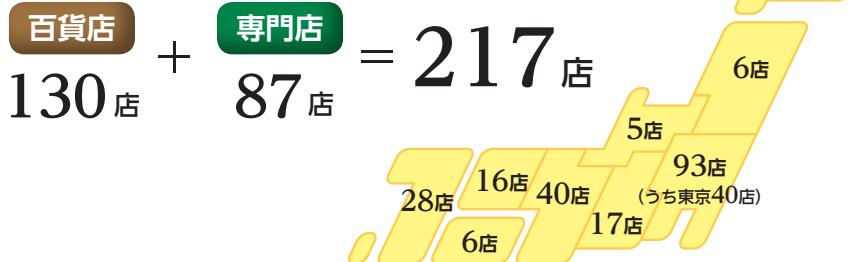
ハーブが秘める「いたわる力」やその特性に着目し、毎日忙しく働く手のさまざまな悩みに合わせて厳選した、伝承ハーブの「あの手この手のいたわる力」で寄り添います。

目的に沿って選べるハンドクリーム4品、ネイル用美容液、ハンド用保湿パックのスペシャルケアのラインナップです。

(写真左から)
トリートメント ハンド パックグローブ
16mL×1組入 700円+税 / 16mL×3組入 2,000円+税
ネイル トリートメント オイルセラム 1,500円+税
ホワイトニング ビューティ ハンドクリーム **医薬部外品** 50g 1,800円+税
エクストラ トリートメント ハンドクリーム **医薬部外品** 50g 1,500円+税
アロマモイストチュア ハンドクリーム 50g 1,000円+税
デイリー プロテクション ハンドジェルクリーム 50g 1,000円+税

店舗紹介

ハウス オブ ローゼ直営店舗展開



ハウス オブ ローゼ直営店
出退店数の推移

	出店数 (店)	退店数 (店)	合計 (店)
第34期	9	9	254
第35期	2	13	243
第36期	8	11	240
第37期	3	13	230
第38期	3	16	217

リラクゼーションサロン店舗
出退店数の推移

	出店数 (店)	退店数 (店)	合計 (店)
第34期	2	3	29
第35期	1	2	28
第36期	2	4	26
第37期	0	6	20
第38期	0	2	18

カーブス店舗
出退店数の推移

	出店数 (店)	退店数 (店)	合計 (店)
第34期	0	0	20
第35期	0	0	20
第36期	0	0	20
第37期	2	0	22
第38期	0	0	22

第38期下期 新規出店店舗の例

2018/11/21
Open!

福岡マークイズももち店 (福岡県)



第38期下期 改装店舗の例

2019/3/4
Open!

船橋東武店 (千葉県)



株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで	
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集	
剰余金の配当及び 中間配当基準日	期末配当	毎年3月31日
	中間配当	毎年9月30日
単元株式数	100株	
公告方法	日本経済新聞に掲載	
株主名簿管理人 事務取扱場所	東京都中央区八重洲1丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部	

<郵送物送付先・お問合せ先>

	証券会社等に口座を お持ちの場合	証券会社等に口座を お持ちでない場合 (特別口座の場合)
郵送物送付先		〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行 証券代行部
電話お問合せ先		0120-288-324(フリーダイヤル) (土・日・祝日を除く9:00~17:00)
各種手続お取扱店 (住所変更、株主 配当金受取り方法 の変更等)	お取引の証券会社等になります。	みずほ証券 本店及び全国各支店 プラネットブース(みずほ銀 行内の店舗)でもお取扱いた します。 みずほ信託銀行 本店及び全国各支店 ^(※) (※) トラストラウンジでは お取扱できませんので ご了承ください。
未払配当金の お支払	みずほ信託銀行 ^(※) 及びみずほ銀行の本店及び全国各支店 (みずほ証券では取次のみとなります) (※) トラストラウンジではお取扱できませんのでご了承ください。	
ご注意	支払明細発行については、右 の「特別口座の場合」の郵便 物送付先・電話お問合せ先・ 各種手続お取扱店をご利用く ださい。	特別口座では、単元未満株式の 買取以外の株式売買はできませ ん。証券会社等に口座を開設し、 株式の振替手続を行っていただ く必要があります。

ご連絡

- 1) 特別口座に記録された株主様からの単元未満株式の買取請求等は、特別口座管理機関としての「みずほ信託銀行」の支店でご請求の取次をいたします。
- 2) 確定申告の際には、同封の配当金計算書をご利用いただけます。株式数比例配分方式を選択された株主様については、お取引の証券会社にご確認ください。

ウェブサイトのご案内

ハウス オブ ローゼの今を知ることができる
ハウス オブ ローゼ オフィシャル・ウェブサイト。

<http://www.houseofrose.co.jp/>

ハウスオブローゼ

検索

公式サイト



上記ウェブサイト右上の□で囲んだ部分をクリックすると、以下にアクセスいただけます。

[1] IR情報

会社概要や財務ハイライト、よくあるご質問等を掲載しています。

[2] オンラインショッピング

当社の通販サイトです。
こちらからもアクセスいただけます。→

通販サイト



<https://www.hor.jp/>

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区赤坂一丁目12番33号
ANAインターコンチネンタルホテル東京 B1F「プロミネンス」
電話 03-3505-1111 ※受付開始は午前9時を予定しております。



地下鉄：東京メトロ銀座線「溜池山王駅」13番出口より徒歩約1分（溜池山王駅より約6分）
東京メトロ南北線「溜池山王駅」13番出口より徒歩約1分（溜池山王駅より約6分）
「六本木一丁目駅」3番出口より徒歩約2分
都営バス：（都01）渋谷駅前～新橋駅前「赤坂アークヒルズ前」下車、徒歩約1分
（お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。）

株主総会当日はお土産をご用意しておりますが、ご提出の議決権行使書の枚数にかかわらず、ご来場の株主さまお一人につき1つとさせていただきます。

株式会社 ハウス オブ ローゼ

〒107-8625 東京都港区赤坂2-21-7 TEL.03-5114-5800

UD
FONT

VEGETABLE
OIL INK